

野田市公告第 67 号

開発行為の工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 3 月 17 日

野田市長 鈴木 有

1 工事を完了した開発区域に含まれる地域の名称

野田市桜台字谷沢下通 145 番 1 の一部、148 番の一部、149 番の一部、150 番 1、150 番 2 の一部、150 番 3 の一部、153 番 1、153 番 2 及び 154 番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松戸市上本郷 3062 番地  
株式会社イオク